

# 宮浦土地区画整理事業の 換地処分により住所・本籍が 変わります

地図の青く塗られた区域の住所が5月1日から変わります。

◎宮浦土地区画整理事業に伴う換地処分が行われた区域内の町名は、一部を除いてほとんど変わりませんが、番地が大きく変わります。また、本籍がこの区域内にある人は、本籍も変わることになります。

(例・住所) 本郷町三丁目〇番〇号

← 本郷町三丁目〇番地〇

◎今回の変更により、現在住んでいる土地の地番と本籍および住所がほぼ同一になります。

(例) 土地 田島町三丁目〇番〇

本籍 田島町三丁目〇番地〇

住所 田島町三丁目〇番地〇

◎住所の変更により、各種住所変更の手続きが必要です。

手続きに必要な『証明書』は、市民課または各連絡所で無料交付します。必要な時に、必要な枚数を申請してください。

手続きが必要な事例は次の通りです。

(例) ◇土地・建物の登記簿

◇自動車運転免許証

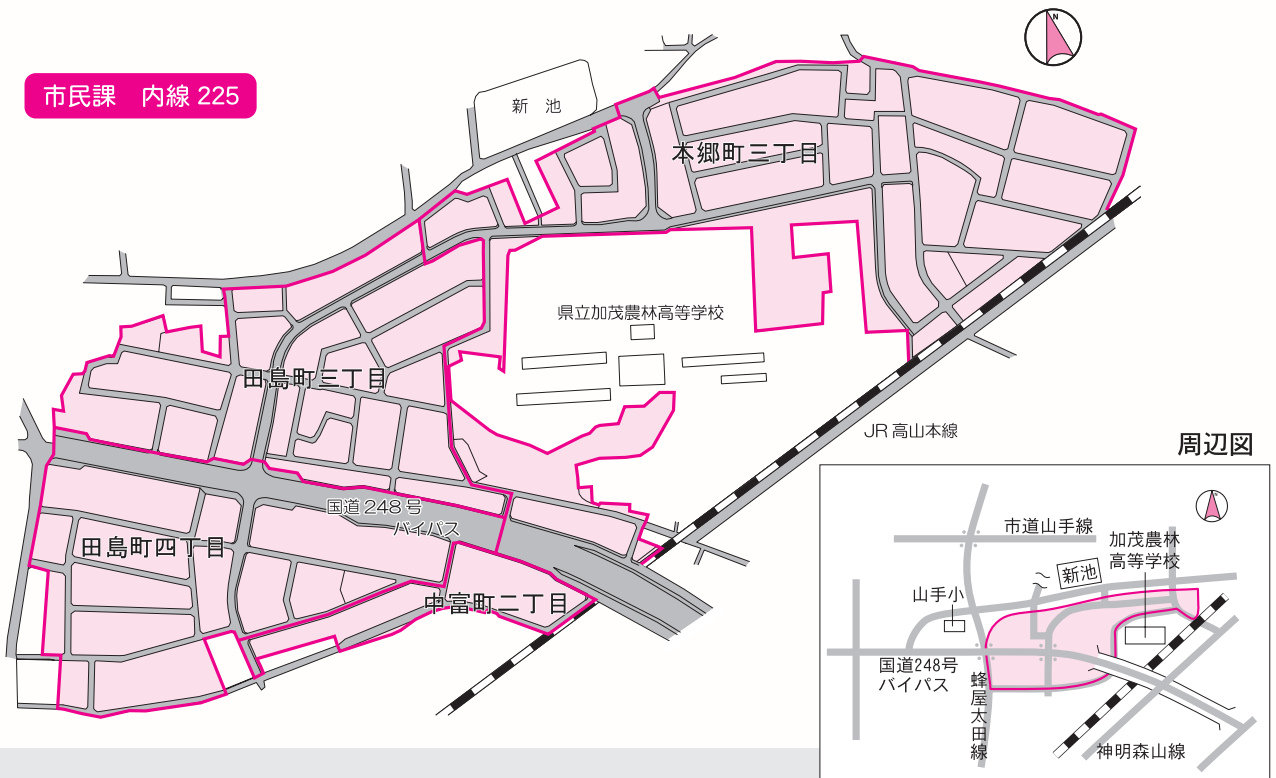
◇自動車検査証

◇年金手帳

◇法人の所在地 (なご)

※自動車免許証など更新時に変更しても良い場合があります

※住民票や戸籍については、市役所で職権により変更しますので、手続きは不要となります



市民課 内線 225